

# 令和 7 年度 第 1 回 金沢市屋外広告物審議会

令和 7 年 7 月 2 日 (水)

金沢市役所第一本庁舎 兼六会議室

# 金沢市屋外広告物審議会委員名簿

五十音順

種別	氏名	団体名・肩書等	備考
学識者 ・有識者	荒川 昭広	金沢学院大学 芸術学科 教授	
	加藤 幸枝	カラープランニングコーポレーションクリマ 代表取締役	
	北村 賢哉	金沢美術工芸大学 デザイン科 教授	
	沢田 史子	北陸学院大学 社会学部社会学科 教授	欠席
	宮下 智裕	金沢工業大学 建築学部 教授	欠席
関係団体 代表	浅田 久太	金沢市観光協会 理事	欠席
	荒木 恭子	石川県建築設計監理協会 専務理事	
	中川 理恵	金沢市商店街連盟 おかみさん連絡会 幹事	
	中出 健作	弁護士	
	林 嘉成	石川県屋外広告業協同組合 理事長	
	廣川 佳正	石川県屋外広告士会 会長	
公募委員	村井 万利子	公募委員	

(オブザーバー)

行政	千田 季雪	石川県警察本部 生活安全部 生活安全捜査課長	代理:尾崎 雅也
	田中 進一郎	石川県 土木部都市計画課長	

次 第

1 開会

2 報告案件

1) 都心軸仮囲いデザインガイドラインの策定

及び補助制度の創設について

2) 令和7年度の取組について

3 個別審議案件（非公開）

4 閉会

# 次 第

1 開会

2 報告案件

1) 都心軸仮囲いデザインガイドラインの策定

及び補助制度の創設について

2) 令和7年度の取組について

3 個別審議案件（非公開）

4 閉会

## ガイドライン構成

1. 目的・趣旨
2. 対象区域
3. 申請者の数
4. 仮囲いの種類と掲出方法
5. 掲出内容
6. 審査会によるデザイン審査
7. 基準緩和

# 都心軸仮囲いガイドラインの策定

## 1 目的・趣旨

建設工事等の期間中に設置される仮囲いは、一時的とはいえ無機質な景観を呈し、まちなみとにぎわいの連続性を損なってしまう恐れがある。

このため、伝統環境との調和を保ちながら近代的で魅力ある景観形成を図ってきた都心軸沿線において、建設工事等で設置される仮囲いにデザインを施すことで、景観の向上に加え、通りのにぎわい創出や地域の活性化を目指す。

本ガイドラインは、都心軸沿線の仮囲いにおける屋外広告物掲出に関する方針を示すものである。

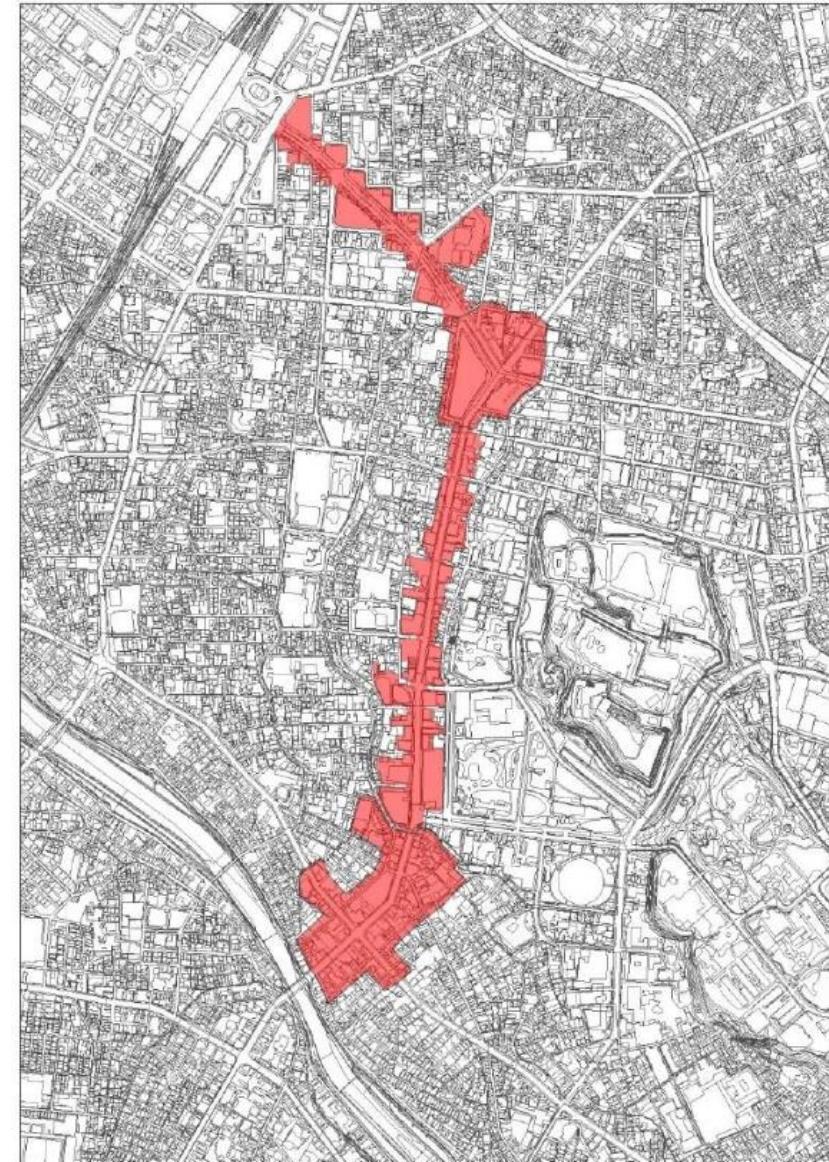
# 都心軸仮囲いガイドラインの策定

## 2 対象区域

本ガイドラインは、金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号。以下「条例」という。）第9条及び第10条の規定に基づき指定する広告物活用地区及び景観保全型広告整備地区を対象とする。

## 3 申請者の数

一現場につき、一申請者を原則とする。



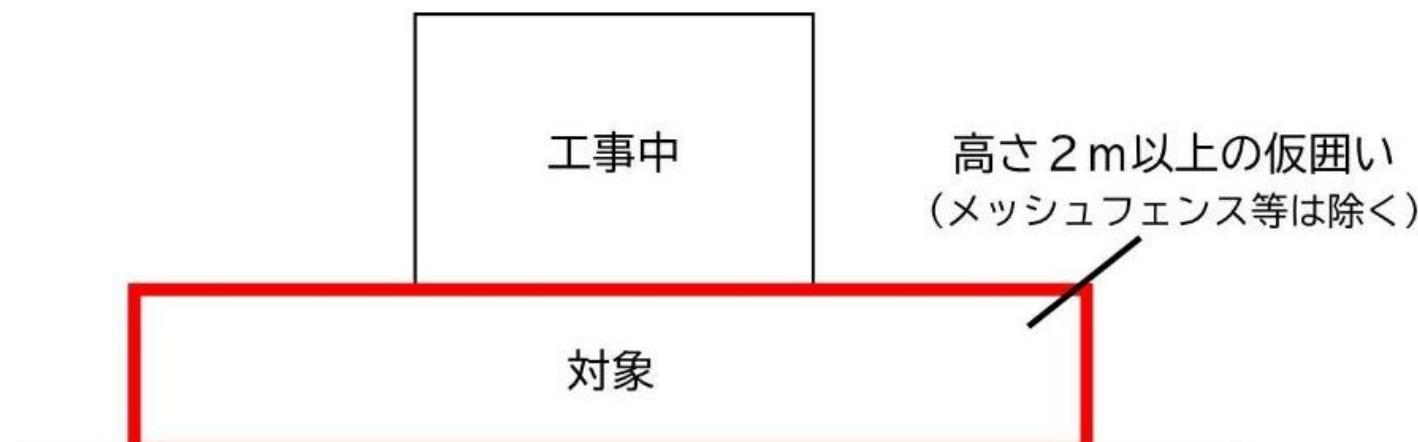
【図1】

# 都心軸仮囲いガイドラインの策定

## 4 仮囲いの種類と掲出方法

景観面及び安全面の観点から、ガイドラインを適用する仮囲いの種類及び掲出方法は以下のとおりとする。

- (1) 工事現場の板塀その他これに類する高さ 2 メートル以上の仮囲いとし、メッシュフェンス等は対象としない（図 2）。
- (2) 屋外広告物は再はく離粘着シート等を使用することとし、直書きはしないものとする。



# 都心軸仮囲いガイドラインの策定

## 5 掲出内容

- (1)～(3)すべてを満たすものであること。
- (1) 本ガイドラインの目的や趣旨に沿った内容（写真やイラストを含む。）であること。
- (2) 景観特性に沿ったにぎわいを創出するものであって、営利を目的としない内容であること。
- (3) 公序良俗に反しないもの及び安全性に配慮したものであること。特に、次の事項については、モチーフとして用いることのないよう留意すること。
- ・人権侵害、差別、名誉毀損に当たるもの
  - ・個人の肖像権・著作権・プライバシー権や、特定の建物・製品・キャラクター等の商標権等の第三者の権利を侵害するもの
  - ・政治的意見発表や論争となるもの
  - ・布教を目的とするもの
  - ・青少年の健全育成の観点から好ましくないもの
  - ・性や暴力を意識させるもの
  - ・過度に五感を刺激するもの
  - ・身体の一部を殊更に強調するなど、生理的不快感を与えるもの
  - ・周囲の車両の運転者の注意力が散漫となるもの
  - ・容易に市民の理解が得られないもの

# 都心軸仮囲いガイドラインの策定

## 6 審査会によるデザイン審査

仮囲いにデザインを掲出するにあたっては、意匠や色彩等について、専門的に審査を行う必要があることから、許可申請に先立ち、条例第37条の2に規定する金沢市屋外広告物審査会（以下「審査会」という。）によるデザイン審査を受けること。

## 7 基準緩和

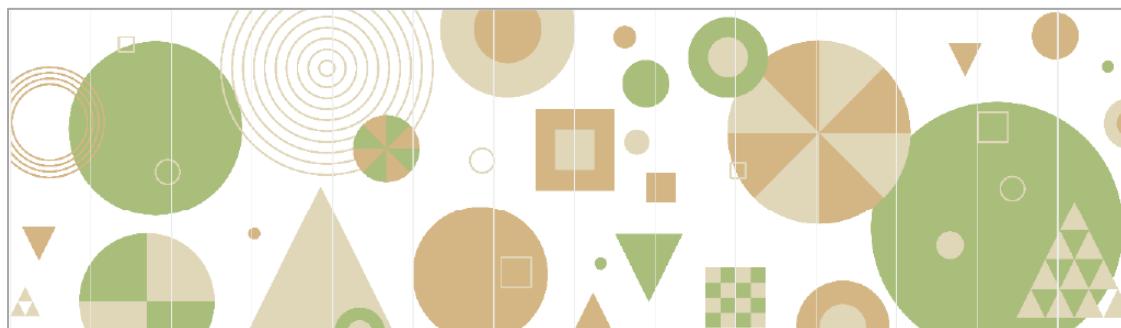
審査会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に配慮がなされ、魅力ある近代的な通り景観の形成、にぎわいの創出及び地域の活性化に資するものと認める場合には、仮囲いの大きさを限度として掲出することができる。ただし、推奨するデザインは（1）～（3）を満たすものとする。

- （1）仮囲いに対し3～5割程度の余白を設ける。（余白のイメージは図3のとおりとする。）
- （2）周辺の建築物や通り景観と調和した色彩やデザインとする。
- （3）圧迫感を生まない適度な大きさやデザインとする。

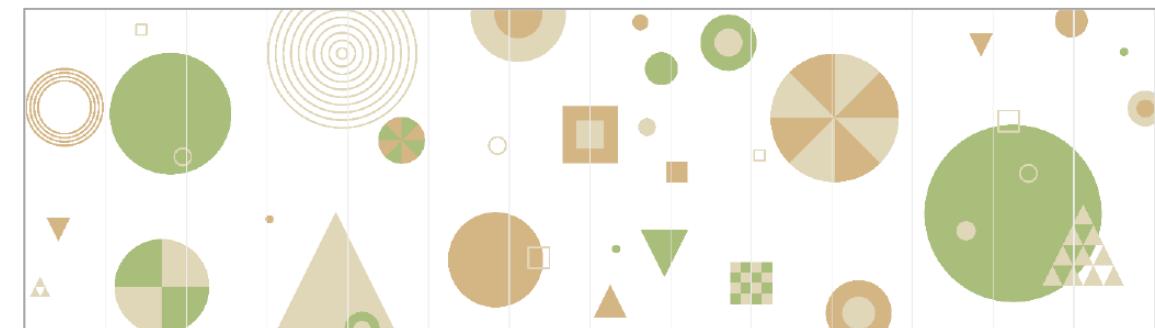
なお、単なる企業等の宣伝と解される内容及び可変表示装置を用いた掲出は緩和の対象としない。

【図3】

余白が3割程度設けられているデザイン



余白が5割程度設けられているデザイン



# 支援制度の創設

洗練された風格と魅力ある近代的な通り景観を創出するため、  
金沢市都心軸仮囲いデザインガイドラインに合致するデザイン及  
び施工の支援制度を創設（令和7年4月）

## 【対象経費】

- ・ **デザイン** 仮囲い等へ表示するためのイラスト及び写真の制作、  
使用並びにそれに類する経費
- ・ **施工** 仮囲い等へ表示するためのシート制作、印刷及び  
それに類する経費並びにシート運搬及び施工に係る経費

## 【補助率】

対象経費の1/2（上限100万円）

都市軸沿線の仮囲いを対象とした  
**デザインガイドライン・支援制度**  
ができました！



金沢らしい洗練された風格と魅力ある近代的な通り景観を創出することを目的として、都心軸沿線の建設工事等で設置される仮囲いに、営利を目的としない公共性の高いデザインの掲出を促進するための「金沢市都心軸仮囲いデザインガイドライン」と支援制度を創設しました。

### 対象地区

下の地図のうち、赤で囲まれた部分  
(都心軸景観保全型整備地区・広告物活用地区)



### ガイドラインの概要

営利を目的としない内容であり、魅力ある近代的な通り景観の形成、にぎわいの創出及び地域の活性化に資すると金沢市屋外広告物審査会が認める場合、仮囲いの大きさを限度としてデザインを掲出することができます。また、この場合にデザイン掲出に係る経費の一部を補助します。

### 補助対象となる経費・補助率

仮囲い等への表示を目的としたもので下記の経費

- ・ イラスト・写真の制作、使用等のデザイン費
- ・ シート制作・印刷等
- ・ シートの運搬・施工にかかる経費

※仮囲い本体や本体設置にかかる費用は対象外

補助率 対象経費の1/2  
(補助限度額100万円)

金沢市景観政策課

[問合せ] 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL 076-220-2364

mail keikan@city.kanazawa.lg.jp



# 次 第

1 開会

2 報告案件

1) 都心軸仮囲いデザインガイドラインの策定

及び補助制度の創設について

2) 令和7年度の取組について

3 個別審議案件（非公開）

4 閉会

# ①まちの格を高める広告物推進事業

- ・金沢らしい優れた広告物の調査

(R6からの継続)

- ・まちの格を高める優良事例  
アーカイブ及び発信のための  
ウェブサイト立ち上げ

(R7.9頃公開予定)

※金沢美術工芸大学と連携して事業実施

R6：郊外を中心に調査



## ②金沢都市美文化賞表彰事業

金沢の豊かな都市景観や優れた都市環境の  
創出・保全に貢献している  
建築物・ディスプレイ・サイン・街路など  
を表彰

募集期間：6/16(月)～7/31(木)

【主催】 (一社) 金沢経済同友会、  
 金沢商工会議所、  
 (公社) 金沢青年会議所  
 (事務局：金沢市景観政策課)

第38回（平成27年度） 気配り賞  
 片町きらら工事風景（工事仮囲い）



### ③魅力あるまち歩きサイン整備事業

公的サインの表示情報に関する課題を整理し、  
公的サインマニュアルを改訂

#### 【検討内容例】

- ・多言語標記の整理
  - … 地図の5か国語（日・英・中(簡・繁)・韓）表記を  
2か国語（日・英）に絞る方向も検討
- ・観光情報が掲載されたホームページに容易に  
アクセスできるよう、二次元バーコードを追加

